

企画提案書等作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりとする。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び 制限枚数	提出 部数	注意 事項
様式 1	企画提案参加申込書	A 4 縦 1 枚	正 1 部	
様式 2	業務実施体制	A 4 縦 2 枚	正 1 部 副 7 部	※ 1
様式 3	業務実績等	A 4 縦 8 枚 まで	正 1 部 副 7 部	※ 1
—	様式 3 添付書類 (業務実績内容確認書類)	—	正 1 部	
様式 4	経費積算書	A 4 縦 2 枚	正 1 部 副 7 部	※ 1 ※ 2
様式 5	社会的価値の実現に資する 取組に関する申告書	A 4 縦 1 枚	正 1 部	
—	様式 5 添付書類 (申告内容証明書類の写し)	—	正 1 部	
様式 自由	企画提案書	A 4 縦 30 枚まで	正 1 部 副 7 部	※ 1
様式 自由	添付書類 (提出者の概要)	—	正 1 部	※ 3

(注意事項)

- ※ 1 正本 1 部については事業者名を付し、副本 7 部については、事業者名・ロゴマーク等、応募者が特定されるものを記載しないこと。
- ※ 2 委託費の限度額は 34,587,000 円（税込み（税率 10%））とし、積算額には消費税及び地方消費税の額も記載すること。
- ※ 3 次の資料を添付する。
 - ①定款又は寄附行為等
 - ②組織概要、事業概要がわかるもの（パンフレットなど既存資料で可）

2 提出書類作成のポイント

(1) 企画提案書（様式自由）作成上の注意

- ・様式自由とするが、すべてA4判縦置き横書き・両面使用、文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係でこれによりがたい場合は、この限りではない。
- ・具体的なイメージが把握できるよう、図表等を用いて、わかりやすく記載すること。
- ・以下の点について記述すること。

ア 全体事業計画及びスケジュール

事業の背景・目的等を踏まえて、全体事業計画（基本的な実施方針、進め方等）、業務スケジュール等を記載すること。なお、スケジュールの検討にあたっては、5月下旬頃に業務開始する想定で作成すること。

イ 業務内容について

(ア) 「あいち物流脱炭素化推進会議（仮称）」の設置

- ・FCトラックによる物流脱炭素化を県内に横展開するためにふさわしい推進会議の全体イメージと、参画有識者や特定荷主、特定輸送事業者のメンバー候補案とその選定理由。

※ 提案に際して事前に候補者と調整する必要はない。

- ・本プロジェクトの将来像、目標等を推進会議のメンバーで共有するためのビジョンの具体的なイメージ。
- ・本プロジェクトのPR方法や多くの仲間を集めるための工夫等

(イ) モデルスキームの構築

- ・トラックの燃料種別ごとのCO₂削減効果や効率性の比較・検証方法と物流の形態に応じたFCトラック導入が適切なケースの整理方法
- ・提案企業をモデルとした、効率的な水素充填スキームや輸送ルート、CO₂排出量の削減効果の検討方法（FCトラック導入に係る課題を整理し、それに対する解決策のイメージを記載し、どのようにモデルスキームに落とし込んでいくか示すこと）
- ・県内の荷主・輸送事業者等にモデルスキームを横展開する手法

(ウ) FCトラックの導入需要の掘り起こし、とりまとめ

- ・省エネ法に基づく特定荷主、特定輸送事業者等（約90社）に対するヒアリングの手法や項目、取りまとめのイメージ。
- ・特定荷主の業種ごとのサプライチェーン全体に占める物流部門のCO₂排出量の傾向分析方法

(エ) 追加提案

- ・本事業の成果や付加価値を高めることができる追加提案があれば記載す

ること

(2) 業務実施体制（様式2）作成上の注意

本業務を実施するための運営管理体制、総括責任者及び業務担当者の経歴について、可能な限り詳細に記載すること。

(3) 業務実績等（様式3）及び社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式5）に関する注意事項

様式3については、記載した業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を、様式5については、申告する内容を証明する書類の写しをそれぞれ添付すること。

3 企画提案にあたっての留意事項

(1) 企画提案は、1者につき1提案までとする。

(2) 書類の記載内容を補足する資料がある場合は、適宜添付すること。

(3) 事業の一部を再委託する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由、必要性等について、企画提案書に記載すること。

(4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正は原則として認めない。

(6) 提出された書類が次項のいずれかに該当するときは無効となる場合がある。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。